



## 国土交通省

平準化推進のヘルプデスクを開設  
自治体支援・相談体制を強化

国土交通省は、地方自治体に対するサポート・相談体制を強化するため、「入札契約適正化相談窓口」を不動産・建設経済局建設業課に設置し、9月9日から運用を開始しました。相談体制は、平準化推進ヘルプデスク、入契ワンポイントナビ、入札契約改善アドバイザーの3つで構成。平準化推進ヘルプデスクでは、地方自治体における施工時期の平準化が推進されるよう、自治体からの相談に対して、具体的な個別の助言などを原則ワンデーレスポンスで行います。

([https://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo13\\_hh\\_000717.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo13_hh_000717.html))



## 国土交通省

建設業の取引適正化を推進  
期間を10月～12月の3カ月間に拡大

国土交通省は、建設業の取引を適正化するための法令遵守に関する活動を集中的に展開する期間を、今年は10月～12月の3カ月間に拡大しました。取組の柱は、建設業取引の適正化に関する普及・啓発活動、建設企業等を対象とした講習会の開催、立入検査等の実施の3つ。講習会における感染防止策としての参加人数の抑制が周知対象を狭める恐れからの期間拡大であり、改められた建設業法や建設業法令遵守ガイドライン等の周知方法も工夫されます。

([https://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo13\\_hh\\_000716.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo13_hh_000716.html))



## 厚生労働省・国土交通省

建設労働専門委員会  
「下請指導ガイドライン」の10月改訂に言及

厚生労働省は9月14日、労働政策審議会職業安定分科会雇用対策基本問題部会建設労働専門委員会を開催しました。委員会には国土交通省が出席し、10月の改正建設業法施行を踏まえた労働者単位での社会保険加入確認の強化策等について説明。同省は、具体的な強化策として、建設キャリアアップシステムにより作業員名簿の確認効率化が可能となることにあわせ、「下請指導ガイドライン」を10月に改訂することに言及しました。

([https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000205852\\_00005.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000205852_00005.html)  
<https://www.mhlw.go.jp/content/12602000/000670248.pdf>)



## (一財)建設業振興基金

「CCUSサテライト説明会」を開始  
ウェブ会議システムを通じ、どこでも開催可能

(一財)建設業振興基金は、9月18日より、ウェブ会議システムを活用して建設キャリアアップシステム(CCUS)に関する各種説明や質疑応答を行う「CCUSサテライト説明会」を開始しました。建設業団体や建設企業等からの申し込みに応じて、説明会場や職場など全国どこでも開催が可能となります。また、説明を受けたい内容を事前に登録してもらうことで、聴講者の個別ニーズに応じた詳細な説明を行うことが可能となっています。

(<https://www.ccus.jp/attachments/show/5f63ffef-c568-4ae9-b9b5-fc526fabc59e>)



## 国土交通省

BIM/CIMの導入を前倒し  
すべての詳細設計・工事に適用へ

国土交通省は、i-Constructionのエンジンとなる「BIM/CIM」の取組をさらに加速させ、2025年度としていた目標を前倒しし、2023年度までに小規模なものを除くすべての詳細設計・工事にBIM/CIMを原則適用する方針であることが、9月1日開催のBIM/CIM推進委員会で示されたロードマップで明らかになりました。目標の実現に向けて、今年度は「3次元モデル成果物作成要領」の制定などを行います。

([https://www.mlit.go.jp/tec/tec\\_fr\\_000070.html](https://www.mlit.go.jp/tec/tec_fr_000070.html))



## 中小企業庁

下請取引の適正化に向けた取組  
違反の状況等を取りまとめ

中小企業庁は、2019年度における下請代金支払遅延等防止法(下請法)の執行状況と、下請かけこみ寺事業の実施状況などを取りまとめました。「業種別による下請法違反の状況」では、建設関連で違反が100件を超えた業種は、建築材料・鉱物・金属材料等卸売業のみ。総合工事業、設備工事業は、ともに100件を下回りました。一方、下請かけこみ寺事業の相談実績のうち、「建設業」に関する相談件数は1,891件となり、前年度の1,814件から増加しました。

(<https://www.meti.go.jp/press/2020/08/20200820003/20200820003-1.pdf>)

